

## KECC 第4回定例セミナー

# 労働契約終了時のルールと適切な労務運用

**日時** 2023年7月25日(火) 18:00-20:00 (17:50 受付開始)

**会場** オンライン開催  
\*Zoom (ウェビナー) によるご聴講となります

**参加費** 無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

<https://kecc.jp/seminar list>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

18:00~18:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
18:10~18:55	<p><b>第1部 雇用契約の終了に関する紛争事例・予防の観点</b></p> <p>合意退職、有期契約の終了、経営不振、ミスマッチなど雇用契約はさまざまな理由で終了し、また、終了が検討されます。しかし、労働者における契約の重要性から、使用者都合の労働契約の終了の正当性が法令により厳格に判断される場合が多く、労働者から契約終了の無効を争われた場合の使用上の負担は大きいです。当セミナーでは、使用者都合の労働契約の終了の正当性が認められる場合、認められない場合を、紛争事例から具体的に読み解き、また、これらが示す紛争予防の法的観点を、労働契約の設定、変更等いかに反映させるかを示します。</p> <p><b>登壇者: 石橋 駿一 氏</b> KECC相談員/弁護士(梅田セントラル法律事務所)</p> <p>2010年度の社会保険労務士試験に最年少合格(未登録)。京都大学法科大学院を卒業後、2017年に弁護士登録。実績: 企業立ち上げ支援(定型約款・就業規則作成、犯罪収益移転防止法、電気通信事業法、資金決済法に関する助言等)、介護事業のM&amp;Aの事業承継支援(法務リスクリサーチ等)のほか多数。企業の屋台骨である労働者、不動産を中心とする法的支援に注力。</p>
18:55~19:40	<p><b>第2部 労働契約終了時のルールと事例確認</b></p> <p>労働契約終了時のルールは、労働契約の終了事由、契約期間の定めの有無等により対応が異なるため、事業主としてルールの理解は必須です。特に解雇、雇止めなどの事業主からの労働契約の終了は、労働者の生活に影響があることを踏まえて、厳格なルールが労働契約法等で定められています。当セミナーでは事業主の皆様は労働契約終了時の対応方法と対応事例等を理解し、労働者への影響を可能な限り最小限になるような対応をしていただきたいと思います。</p> <p><b>登壇者: 豊岡 正照 氏</b> KECC相談員/特定社会保険労務士(トヨタカ社会保険労務士事務所)</p> <p>一般企業の総務部門で労務管理全般に携わり、2014年に大阪市中央区で開業。介護・障がい福祉業界を中心に、中小企業の様々な労務相談に 対応するとともに介護事業の新規許可申請業務、派遣・職業紹介事業許可申請、就業規則の作成と従業員説明会の実施、新人研修・労務管理セミナーの講師など、企業を総合的に支援しています。</p>
19:40~20:00	◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問い合わせ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号  
グランフロント大阪北館ナレッジキャピタル8階K827号室

【相談対応時間】 月曜~金曜の11時から20時(祝日・年末年始を除く)  
【アクセス】 JR大阪駅 中央北口より徒歩10分  
【お問い合わせ】 TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

